

原子力損害賠償完全実施と事故対策に関する要求

東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から4年8月が経過した。

我々桑折町民は、事故直後から放射能による健康被害や農作物の風評被害など将来に向け様々な不安を抱えながらも、懸命に以前の生活を取り戻すための努力を続けている。

また、町は本件事故に迅速かつ確実に対応するため「原発事故対策課」を設置し、当町職員の約1割にあたる10名を配置して、業務にあたってきた。こうした人件費をはじめ、本件事故に起因する事業に要した行政経費については、平成27年3月18日に損害賠償請求をしたところであるが、何ら対応がなされておらず、その分は、一般財源を充てていることから、地域振興や町民福祉の向上等本来町が実施しなければならない他の事業も抑制を余儀なくされている現状である。

我々桑折町民の思いは、一日も早く緑豊かな半田山の山懐に抱かれた故郷に放射線に怯えることなく安心して暮らし、子育てのできる生活環境を取り戻すことであり、引き続き本件事故により被ったすべての損害の完全賠償と更なる事故対策を求めていく決意である。

よって、ここに町民1万3千人の総意として下記事項について、強く要求するとともに、平成27年12月9日までに明確かつ具体的な回答を求める。

記

- 1 当町及び町民が被ったすべての損害に対し、原発事故災害の原因者としてその責任において、それぞれの被害の実態に見合った賠償を確実、迅速に誠意を持って行うこと。
- 2 当町が、平成27年3月18日に賠償請求した本件事故に起因する事業に要した人件費を含めた行政経費について、原発事故災害の原因者としてその責任において、迅速かつ確実に誠意を持って対応すること。

- 3 福島県内にある原子力発電所は、全て廃炉の決定をし、その考えを明示すること。
- 4 商工業等に係る営業損害について、年間逸失利益の2倍相当額を一括して賠償するとした素案を撤回するとともに、被害者に対して、損害の実態に見合った賠償を行うこと。
- 5 被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、未請求者の掘り起こしや周知活動を継続して実施するとともに、将来にわたり消滅時効の援用しないことを明示すること。